

海津市集合住宅建設支援補助事業

住環境の向上と移住・定住人口の増加を図るため、集合住宅を建設する個人や法人に対し、建設費用の一部の補助を実施します。

【対象となる集合住宅】 次のすべてに該当するもの

(集合住宅とは、賃貸借契約に基づき入居する住宅又は社員寮が対象。戸建住宅は対象外)

- ① 建築基準法等の基準に適合する建築物
- ② 新築1棟あたり、4戸以上の集合住宅(長屋若しくは共同住宅)
- ③ 各戸に専用の玄関・トイレ・浴室・台所が設置されるもの
- ④ 1戸あたりの延べ床面積は25平方メートル以上のもの
- ⑤ 組立式の仮設建築物など簡易住宅でないこと
- ⑥ サービス付き高齢者向け住宅事業に係る賃貸住宅等でないこと
- ⑦ 物置、車庫その他居住の主たる用途に供さない面積は補助対象外

その他

- ・ 交付決定前に着手した工事は補助対象外
- ・ 工事契約締結後、1年以内に事業計画書を提出し、承認を受けること
- ・ 補助対象の住宅は、10年間は目的に供するものであること
- ・ 老朽空家等除却補助金(上限50万円/件)と併用交付も可

【補助金額】 1戸あたり 補助上限額 50万円 (1,000円未満の端数切り捨て)
(1㎡あたり1万円を乗じて得た額)

【受付期間】 令和7年4月16日(水)から令和8年2月27日(金)

【申込方法】

事前にご相談をいただき、補助金交付申請書に必要書類を添付のうえ、建設都市計画課の窓口もしくは郵送で提出してください。予算の範囲内で先着順に受け付けます。

【問い合わせ・申込み先】

海津市役所 都市建設部 建設都市計画課

〒503-0695 海津市海津町高須515番地 電話0584-53-1425 (直通)

手続きの流れ

	申請者	海津市 建設都市計画課
手順1	事前相談 事業計画(案)の用意	
		現地確認・書類事前審査
手順2	補助金交付申請書の作成	
		交付決定
手順3	建設工事の着工	
手順4	↓ 建設工事の完成	
手順5	↓ 実績報告書の提出	
		完了確認・交付額の確定
手順6	交付請求書の提出	
		補助金の交付